

平成22年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第1262号 不当利得金返還等請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年8月31日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

神戸市中央区元町通二丁目9番1号

被 告

同代表者代表取締役

被 告

(解散時の本店所在地：大阪府中央区難波千日前15番15号)

被 告

同代表者清算人

被 告

同訴訟代理人弁護士

同復代理人弁護士

同

主 文

[Redacted]

増 田 尚

プラザビル206号

株式会社ジェムズインターナショナル

(以下「被告ジェムズ」という。)

清 水 多加志

清 水 多加志

(以下「被告清水」という。)

泉 商 事 有 限 会 社

(以下「被告泉商事」という。)

高 橋 保 彦

高 橋 保 彦

(以下「被告高橋」という。)

裏 蕉

郷 原 章 裕

成 末 奈 穂



- 1 被告ジェムズは、原告に対し、1011万9538円及び内703万4086円に対する平成20年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事と連帯して)を支払え。
- 2 被告泉商事は、原告に対し、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告ジェムズは、原告に対し、11万円及びこれに対する平成21年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告の被告ジェムズに対するその余の請求並びに被告清水及び被告高橋に対する請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告と被告泉商事との間では、全部被告泉商事の負担とし、原告と被告ジェムズとの間では、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告ジェムズの負担とし、原告と被告清水及び被告高橋との間では全部原告の負担とする。
- 6 この判決第1ないし3項は仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

1 被告ジェムズ及び被告清水は、原告に対し、連帯して1015万5883円及び内706万4216円に対する平成20年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事及び被告高橋と連帯して)を支払え。

2 被告泉商事及び被告高橋は、原告に対し、連帯して858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の

割合による金員を支払え。

3 被告ジェムズは、原告に対し、50万円及びこれに対する平成21年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 当事者の主張

### 1 過払金等請求

#### (1) 請求原因

##### ア 当事者

被告ジェムズは、貸金業を営む株式会社である。被告泉商事は、貸金業を営む有限会社であったが、平成17年12月8日、社員総会により解散を決議し、平成18年2月14日、清算を結了したとされている。被告清水は、被告泉商事の解散時の取締役兼支配人であり、被告ジェムズの代表取締役である。被告高橋は、被告泉商事の解散時の取締役であり、同被告の清算人である。

##### イ 過払金の発生

(ア) 原告は、昭和61年10月27日、被告泉商事との間で、利息年47.45%で50万円の貸付額があり、その後、適時に50万円の借換えを繰り返し、実質的には毎月の期日に50万円に対する約定利率47.45%による利息を支払った。そして、原告は、平成3年2月8日、被告泉商事との間で利息年率40.004%、返済日毎月15日、極度額240万円とする金銭消費貸借包括契約を締結し、同日、同被告より120万円を借り受け、別紙計算書のとおり、取引を継続した(以下「本件取引」という。)

(イ) 被告泉商事は、平成17年10月18日、原告との間の前記金銭消費貸借包括契約上の地位の一切を被告ジェムズに移転した。この契約上の地位の移転に基づき、被告ジェムズは、被告泉商事の原告に対する負債を重疊的に引き受けた。原告と被告ジェムズとの間の取引経過は、別紙計算書のとおりである。

被告ジェムズは、被告泉商事との間の営業譲渡契約(被告ジェムズのいうところの「包括的債権譲渡契約」)によって、被告泉商事と原告との間の継続的な金銭消

費貸借取引に基づく貸主としての地位を承継し、被告泉商事が原告に対して有していた過払金返還債務を重疊的に引き受けた。被告ジェムズは、被告泉商事からの営業譲渡(包括的債権譲渡)によって、被告泉商事の多数の顧客の新たな債権者(貸主)となるのであり、顧客と継続的な金銭消費貸借取引を行うことが予定されていた。このような場合、過払金充当合意も契約上の地位の移転に随伴して移転し、過払金返還債務も譲受人が重疊的に引き受けたことになる。

(ウ) 原告と被告泉商事及び被告ジェムズとの間の各利息契約は、いずれも利息制限法違反であるから、同法所定の制限利率(以下「制限利率」という。)に引き直して計算すると、別紙計算書のとおり過払金が発生している。

上記過払金は、法律上の原因なく、被告泉商事及び被告ジェムズの利得となっている。他方、原告には同額の損失が発生している。

被告泉商事及び被告ジェムズは、上記過払金を保持することにつき法律上の原因がないことを知っており、悪意の受益者である。

#### ウ 各被告の責任

##### (ア) 被告泉商事

被告泉商事は、原告に対し、不当利得として、平成17年10月18日(最終取引日)までに発生した過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払うべき義務を負っている。

##### (イ) 被告ジェムズ

被告ジェムズは、前記イ(イ)の契約上の地位の移転に基づき、被告泉商事の原告に対する不当利得返還義務を重疊的に引き受け、さらに、その後も、原告から、元利金名目で不当に利得してきたものである。したがって、被告ジェムズは、原告に対し、不当利得として、過払金824万7489円及び内597万6464円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払うべき義務を負っている。

被告ジェムズは、後記(2)イのとおり、原告は被告泉商事から被告ジェムズへの債権譲渡（前記イ(イ)の契約上の地位の移転）につき異議なく承諾している旨主張する。しかし、被告ジェムズは貸金業者であり、被告泉商事の原告に対する金銭消費貸借契約上の債権につき、みなし弁済が成立せず過払金返還債務が発生することを知っていたことは明らかである。したがって、被告ジェムズが過払金返還債務の発生につき善意であったとはいえないから、民法468条1項の適用はない。

(ウ) 被告高橋

a 取締役としての職務懈怠

被告高橋は、登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務(旧有限会社法30条の3第1項)があったのにこれらに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を收受してきたのである。このような行為は架空請求ともいうべきである。原告は、被告高橋の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

b 清算人としての職務懈怠

被告高橋は、清算人の職務を行うに際し、旧有限会社法75条1項、改正前商法131条に違反して、被告泉商事の原告に対する債務を弁済することなく、その財産を換価処分して、残余財産を分配し、清算を結了したのである。これにより、原告は、被告泉商事から不当利得の返還を受けることができなくなった。原告は、被告高橋の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

c 被告高橋の賠償責任

以上によれば、被告高橋は、原告に対し、旧有限会社法30条の3

第1項及び75条2項、30条の3第1項に基づき、損害金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負っている。

(エ) 被告清水

a 被告泉商事の取締役としての責任

被告清水は、登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務(旧有限会社法30条の3第1項)があったのにこれらに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を收受してきたのである。このような行為は架空請求ともいうべきである。原告は、被告清水の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(最終取引日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

b 被告ジェムズの代表取締役としての責任

被告清水は、被告泉商事の取締役であったのであるから、被告泉商事から原告との間の契約上の地位の移転を受けるに際し、同契約による貸付の約定利率が利息制限法を超過するものであり、過払金が発生していることを当然に認識していた。にもかかわらず、被告ジェムズの代表取締役として契約上の地位の移転を受け、これにより、原告に対し、請求できない元利金を請求し続けたのである。原告は、被告清水の上記職務懈怠により、さらに損害を拡大させられ、過払金824万7489円及び内597万6464円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

c 被告清水の賠償責任

以上によれば、被告清水は、原告に対し、旧有限会社法30条の3第1項及び改正前商法266条の3第1項、会社法429条1項に基づき、損害金824万7489円及び内597万6464円に対する職務懈怠の後であることが

明らかな平成20年4月7日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負っている。

(オ) 被告らの責任の関係

被告泉商事と被告高橋の責任は、他方が弁済すれば消滅する関係にあり、不真正連帯債務である。また、被告ジェムズと被告清水の責任も、同様に不真正連帯債務である。これら2つの不真正連帯債務については、681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の範囲で不真正連帯債務である。

エ よって、原告は、①被告ジェムズ及び被告清水に対し、民法704条前段、旧有限会社法30条の3第1項、改正前商法266条の3第1項、会社法429条1項に基づき、連帯して1015万5883円及び内706万4216円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事及び被告高橋と連帯して)の支払を求め、②被告泉商事及び被告高橋に対し、民法704条前段、旧有限会社法30条の3第1項、75条2項、30条の3第1項に基づき、連帯して858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否及び被告らの主張

ア 被告高橋

(ア) 請求原因アのうち被告泉商事及び被告高橋については認め、その余は否認ないし不知。

(イ) 被告高橋は、過去、<sup>A</sup>信用組合に勤務していた昭和60年頃、被告泉商事の取引担当者であった関係上、経営陣の清水<sup>B</sup>(以下「<sup>B</sup>」という。)やその甥の被告清水とは面識があり、懇意な関係であった。

被告泉商事は、元々、<sup>■</sup>の所有・経営する会社であった。<sup>■</sup>は、平成3年頃

から被告泉商事を廃業する気持ちになっていたが、継続中の訴訟などがあったため解散できなかつたものの、新たな貸出を行わず回収のみを続けていた。訴訟等も一段落したため、<sup>B</sup>は、平成17年5月頃、被告清水に被告泉商事を譲渡するつもりで、同月31日、被告泉商事の取締役を辞任し、同日、被告清水を取締役に就任させた。ところが、その後、被告清水は、被告泉商事の店舗が大阪市中央区難波にあり、既に所有している被告ジェムズの店舗が神戸市中央区本町にあって、同時に2つの店舗を管理するのは困難であるので、当初の計画を変更して、被告泉商事の残っている貸金債権を被告ジェムズに譲渡し、被告泉商事を解散・清算することにした。すなわち、被告泉商事が被告ジェムズに債権を譲渡することにしたのである。ところで、当時の被告泉商事の代表者及び被告ジェムズの代表者は、被告清水が兼任していた。そこで、<sup>B</sup>及び被告清水は、被告清水が被告泉商事の取締役を辞任し、第三者が取締役に就任する方がよいと判断した。

そこで、被告清水は、平成17年5月31日、被告泉商事の取締役を辞任し、<sup>B</sup>及び被告清水は、被告高橋に対し、被告泉商事の取締役及び清算人に就任することを要請したのである。被告高橋は、<sup>A</sup>信用組合が破綻したため、平成17年9月当時は別の会社に勤務していたが、<sup>B</sup>及び被告清水の依頼を受けて、同年10月1日、被告泉商事の取締役に就任し、同年12月1日、被告泉商事の原告に対する貸金債権を被告ジェムズに譲渡した。その7日後の同年12月8日、被告泉商事は解散したので、被告高橋は、同日、清算人に就任した。その後、平成18年2月14日、被告泉商事の清算が終了しているので、被告高橋の取締役就任期間は約2か月、清算人就任期間も約2か月にすぎない。

被告泉商事が原告に金銭を貸し付けたのは平成3年2月8日であり、被告高橋が被告泉商事の取締役として原告に対し金銭を貸し付けた事実は全くない。また、被告高橋が原告に対し回収を働きかけたこともない。被告泉商事は、平成17年12月1日、被告泉商事の原告に対する貸金債権を被告ジェムズに譲渡した。原告は、同月16日、同債権譲渡について異議なく承諾するとともに、被告泉商事との間で

同債権譲渡により何ら債権債務関係がないことを確認している。したがって、被告高橋が被告泉商事の取締役及び清算人としての職務を行うにつき悪意又は重大な過失を有する職務懈怠行為は存在しない。

#### イ 被告ジェムズ

(ア) 請求原因アの事実は認め、その余は知らないし否認する。

(イ) 債権譲渡承諾書(乙Aの1)記載のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲り受けたのであって、被告泉商事の契約上の地位は移転されておらず、また、原告に対する債務も引き受けていない。

被告ジェムズが譲り受けたのは、平成3年2月8日付けの通常金銭消費貸借契約に基づく貸金債権(乙Aの2)であって、極度額設定基本契約に基づく個別の貸金債権を譲り受けたものではない。平成3年2月8日付けの契約は、通常の単純な証書貸付としての金銭消費貸借契約である。原告と被告泉商事の間には、そもそも基本契約など存在しない。

#### ウ 被告清水

(ア) 請求原因アの事実は認め、その余は争う。

(イ) 被告泉商事の取締役としての責任については、出資法の上限利率を超えない範囲での約定に基づく取引を行っており、架空請求などではあり得ない。また、貸金業者の取締役が制限利率を超える利率で利息を収受すべきではないという職務などそもそも負っておらず、職務懈怠などおよそない。

### 2 取引履歴不開示による慰謝料請求

#### (1) 請求原因

ア 原告は、被告ジェムズほか計5社に対する債務があるとして、平成20年5月28日、その整理を弁護士である原告訴訟代理人に依頼した。原告訴訟代理人は、翌29日、被告ジェムズに対し、受任した旨及び原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付した。ところが、被告ジェムズは、同年6月9日、前記契約上の地位の移転の後である平成17年10月19日以降の取引履歴のみを原告に

対し開示した。そこで、原告訴訟代理人は、同年7月7日、被告泉商事との取引開始日である平成3年2月8日からの全取引履歴を開示するよう求めた。しかし、被告ジェムズは、同月16日、「ご依頼の資料はありません」と回答して、平成17年10月19日以前の取引履歴の開示を拒否した。そこで、原告訴訟代理人は、兵庫県神戸県民局長に対し、被告ジェムズに行政監督権を行使して、取引履歴の開示請求に応じることを求めて申告した。被告ジェムズは、同局長からの指導を受けたにもかかわらず、これを無視した。そこで、原告訴訟代理人は、同年8月1日、改めて被告ジェムズに対し、全取引履歴の開示を請求した。しかし、被告ジェムズは、これに応じない。

イ 被告ジェムズは、被告泉商事から原告に対する契約上の地位の移転を受け、債権を譲り受けたのであるから、貸金業法24条2項により、譲受前の取引履歴についても開示義務を負うのである。しかるに、被告ジェムズは、特段の理由もなく、原告からの泉商事時代からの全取引履歴の開示請求を拒否したのであり、違法であることは明らかである。

ウ 被告ジェムズの上記不法行為により、原告は、被告泉商事及び被告ジェムズとの間の取引の全容が把握できず、被告ジェムズに対する債務が残存するのかわからぬまま、債務整理が進行しないなど、精神的に極めて不安定な状態に置かれた。これによる精神的苦痛を慰謝するには、金銭で評価して40万円を下らない賠償が不可欠である。

また、上記の慰謝料請求を求める訴訟の遂行を原告訴訟代理人を依頼したが、その費用の内、上記不法行為と合理的な関連を有するのは10万円である。

エ よって、原告は、被告ジェムズに対し、民法709条、710条に基づき、慰謝料40万円及び弁護士費用1.0万円の50万円及びこれに対する平成21年2月5日(訴状送達の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否及び被告ジェムズの主張

ア 請求原因アの事実は認め、その余は争う。

イ 被告ジェムズは、債権を譲り受けた後の原告との取引履歴については遅延なく全て開示しており、それ以前の被告泉商事との取引明細については被告ジェムズに資料が存しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告泉商事に対する請求について

被告泉商事は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、被告泉商事において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

したがって、原告の被告泉商事に対する請求は理由がある。

#### 2 その余の被告に対する請求について

##### (1) 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。(認定の根拠は各末尾に示す。)

ア 被告泉商事は、昭和45年に設立され、同年頃に貸金業登録をされた有限会社である。<sup>B</sup>は、被告泉商事の取締役であり、同会社の出資持分100%を有していたが、平成17年5月31日、同会社の取締役を辞任した。(乙D1, 被告清水本人)

被告清水は、被告泉商事に入社して集金業務を担当していたところ、平成17年5月31日、<sup>B</sup>に代わって同会社の取締役に就任したが、同年10月1日、辞任した。(乙D1, 被告清水本人)

被告高橋は、平成17年10月1日、被告清水に代わって被告泉商事の取締役に就任し、同年12月8日、同会社の清算人に就任した。被告泉商事は、同月8日、社員総会の決議を経て解散し、平成18年2月14日、清算を結了した旨の登記をした。(乙D1, 4, 被告高橋本人)

被告ジェムズは、平成10年に設立され、貸金業登録をした株式会社であり、被

告清水は代表取締役である。(資格証明, 被告清水本人)

イ 原告は, 昭和61年10月27日, 被告泉商事との間で, 利息年47.45%で50万円の貸付額があり, その後, 別紙計算書2のとおり, 返済を継続し, 平成3年2月8日, 被告泉商事との間で, 利息年率40.004%, 返済日毎月15日, 極度額240万円とする金銭消費貸借包括契約を締結し, 同日, 同被告より120万円を借り受け, 別紙計算書2のとおり, 取引を継続した。(甲1の1ないし8, 甲2の1ないし12, 甲3の1ないし12, 甲4の1ないし10, 甲5の1ないし10, 甲6の1ないし11, 甲7の1ないし8, 甲8の1ないし7, 甲9の1ないし8, 甲10の1ないし5, 甲11の1ないし6, 甲13, 乙A2, 5, 6, 原告本人, 後記文書提出命令に従わない場合の効果)

ウ 被告泉商事は, 平成17年12月頃, 同会社の清算を前提に, 被告ジェムズに対し, 被告泉商事が有する原告を含む顧客に対する債権を包括的に譲渡し(以下「本件包括的債権譲渡」という。), これに伴い, 原告との間の前記イの金銭消費貸借契約上の地位を被告ジェムズに移転し, 被告ジェムズは被告泉商事の原告に対する債務を重疊的に引き受けた。(乙A1, 後記文書提出命令に従わない場合の効果)

原告は, 平成17年12月16日, 利息の支払のため被告泉商事を訪れたところ, <sup>B</sup> ■■■ともう1名の従業員から声をかけられ, 「これからは, ジェムズインターナショナルという会社に支払をしてください。ジェムズインターナショナルも, いい会社だから, 今までどおり支払ってくれたらいいです。」と言われ, 債権譲渡承諾書(乙D2)と覚書(乙D3)に署名押印し, 同債権譲渡承諾書に「上記債権譲渡を異議なく承諾します」と記載するよう求められたので, 言われるままに意味もわからずに署名押印し, 記載した。(甲21, 原告本人)

エ 原告は, 平成17年12月以降, 被告ジェムズに対し, 1か月に1回程度の割合で, 約定利率に従った利息分を上回る支払を, 同会社名義の口座に送金する方法により継続したが, 平成20年4月7日に1万7000円を支払った

のを最後に一切の支払を停止した。原告と被告ジェムズとの間の取引経過は、別紙計算書2のとおりである。(甲12, 13)

オ 原告は、平成20年5月29日、被告ジェムズに対し、原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付したところ、被告ジェムズは、同年6月9日頃、平成17年10月19日以降の取引履歴を開示した。これに対し、原告は、同年7月7日、被告ジェムズに対し、被告泉商事時代からの全取引履歴の開示を求めたところ、被告ジェムズは、同月16日、「ご依頼の資料はありませんのでご了承ください。」と記載された書面をファックス送信した。その後、被告ジェムズは、本件訴訟において、平成3年2月8日付けの借用証書(乙A2)、平成17年12月20日から平成20年4月7日までの取引確認書兼領収書(乙A5の1ないし26)、平成16年3月17日から平成17年10月18日までの取引履歴(乙A6)を提出したが、平成16年3月17日より前の取引履歴を開示しなかった。(甲12ないし15, 乙A2, 5, 6)

カ 原告は、平成21年9月1日、被告ジェムズ、被告高橋及び被告泉商事を相手方として、証明すべき事実を「原告が被告らに対し不当利得金返還請求権又は損害賠償請求権に関し、①原告と被告泉商事との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引が請求原因記載のとおりであること、②原告と被告泉商事との間の①の取引により発生した過払金返還債務が被告ジェムズに重疊的に引き受けられていること」として、本件取引の経過に関する文書等の提出を求め、文書提出命令の申立てをした。被告ジェムズ、被告高橋及び被告泉商事は、当審及び抗告審の審理を経た上、次のとおりの各文書(以下「本件文書」という。)の提出を命じられたが(以下「本件文書提出命令」という。), 同命令に従わなかった。(記録上証明らかな事実)

(ア) 被告ジェムズに命じられた文書

a 被告泉商事が作成した貸金業務に関する帳簿(貸金業法(平成18年法律第115号第4条の規定による改正前の貸金業法をいう。以下同じ。))1

9条に定める帳簿)又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面(以下「被告泉商事の19条帳簿等」という。)のうち、原告との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引に関する事項(貸付年月日・金額及び返済年月日・金額)が記載された部分の全部又はその写し

b 被告泉商事との間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面

(イ) 被告泉商事及び被告高橋に命じられた文書

a 被告泉商事の19条帳簿等のうち、原告との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引に関する事項(貸付年月日・金額及び返済年月日・金額)が記載された部分で、被告ジェムズに譲渡した書面全部又はその写し

b 被告ジェムズとの間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面

(2) 過払金等請求について

ア 被告ジェムズに対する請求について

(ア) 取引経過について

前記(1)イ、エ認定のとおり、原告と被告泉商事及び被告ジェムズとの取引経過は、別紙計算書2のとおりであることが認められる。

(イ) 重畳的債務引受について

前記(1)ウ認定のとおり、被告泉商事は、平成17年12月頃、同会社の清算を前提に、被告ジェムズに対し、被告泉商事が有する原告を含む顧客に対する債権を包括的に譲渡(本件包括的債権譲渡)し、原告との間の金銭消費貸借契約上の地位を移転し、被告ジェムズは被告泉商事の原告に対する債務を重畳的に引き受けたことが認められる。

これに対し、被告ジェムズは、債権譲渡承諾書(乙Aの1)記載のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲り受けたのであって、被告泉商事の契約上の地

位は移転されておらず、また、原告に対する債務も引き受けていない旨主張する。

しかし、本件包括的債権譲渡の内容を確定するためには、被告泉商事との間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面が必要不可欠であるところ、前記(1)カ認定のとおり、被告ジェムズは、本件文書提出命令に従わず、本件書面を提出しなかったことが認められるから、民事訴訟法224条1項に基づき、本件書面の記載に関する原告の主張（上記書面に原告と被告泉商事との間の①の取引により発生した過払金返還債務が被告ジェムズに重疊的に引き受けられている旨の記載があること）を真実と認めることができ、同記載によれば、上記事実（被告ジェムズの重疊的債務引受）を認めることができる。この点に関し、債権譲渡承諾書(乙A1, 乙D2)には、被告ジェムズの上記主張のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲渡した旨の記載があるほか、原告が同債権譲渡を異議なく承諾した旨の記載があり、覚書(乙D3)には、原告と被告泉商事は同債権譲渡によって一切の債権債務関係がないことを確認した旨の記載がある。しかし、上記債権譲渡承諾書や覚書の作成経緯は、前記(1)ウ認定のとおりであることが認められ、原告が上記各書面の記載内容を十分に理解して署名押印したのか疑問があるとともに、その記載内容を検討しても、個別的な債権譲渡を異議なく承諾し、被告泉商事との間で債権債務関係のないことを確認するのみで、被告ジェムズの原告に対する過払金返還債務等の責任を免除する趣旨の記載は一切認められない。したがって、上記各書面の記載内容は前記認定判断を左右するものではなく、被告ジェムズの上記主張は採用できない。

(7) 悪意の受益者について

前記(1)ア認定のとおり、被告泉商事及び被告ジェムズは、貸金業者であることが認められるところ、同被告らが利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同被告らは、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情が

あるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるどころ、同被告らは、上記特段の事情について何ら具体的主張、立証をしない。したがって、同被告らは、悪意の受益者といえる。

(エ) 以上によれば、原告の被告ジェムズに対する請求は、民法704条前段及び重疊的債務引受契約に基づき、1011万9538円及び内703万4086円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事と連帯して)の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

イ 被告清水に対する請求について

(ア) 原告は、被告清水は登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務があったのにこれに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を受受してきたもので、このような行為は架空請求ともいうべきであり、被告清水の上記職務懈怠により、過払金及びその利息相当の損害を受けた旨主張する。

しかし、一般に貸金業者が借主に対し貸金の支払を請求し、借主から弁済を受ける行為それ自体は、当該貸金債権が存在しないと事後的に判断されたことや、長期間にわたり制限超過部分を含む弁済を受けたことにより結果的に過払金が多額になったことのみをもって直ちに不法行為を構成するということはできず、これが不法行為を構成するのは、上記請求ないし受領が暴行、脅迫等を伴うものであったり、貸金業者が、当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られ、これは貸金業者が過払金の受領につき、民法704条の悪意の受益者であると推定される場合でも異なるものと解するのが相当である。そうすると、

被告泉商事が制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたからといって、直ちに架空請求として不法行為を構成するとはいえないし、本件において、被告泉商事の行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(イ) 原告は、被告清水は被告泉商事の取締役であったのであるから、被告泉商事から原告との間の契約上の地位の移転を受けるに際し、同契約による貸付の約定利率が制限利率を超過するものであり、過払金が発生していることを当然に認識していたにもかかわらず、被告ジェムズの代表取締役として契約上の地位の移転を受け、これにより、原告に対し、請求できない元利金を請求し続けたのであり、被告清水の上記職務懈怠により、さらに損害を拡大させられた旨主張する。

しかし、被告ジェムズが過払金の発生を認識しながら契約上の地位の移転を受けたとしても、前記(2)ア(イ)認定のとおり、被告ジェムズが被告泉商事の原告に対する債務を重疊的に引き受けたことが認められるから、それ自体が原告の損害を拡大させたものとはいえない。また、前記(1)エ認定のとおり、原告は、平成17年12月以降、被告ジェムズに対し、1か月に1回程度の割合で、約定利率に従った利息分を上回る支払を同社名義の口座に送金する方法により継続したことが認められるのみで、被告ジェムズが元利金を請求し続けて損害を拡大させたともいえない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(ウ) よって、原告の被告清水に対する請求は理由がない。

#### ウ 被告高橋に対する請求について

(ア) 原告は、被告高橋は登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務があったのにこれに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたのである。このような行為は架空請求ともいふべきである旨主張する。

しかし、前記イ(7)認定説示のとおり、被告泉商事が制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたからといって、直ちに架空請求として不法行為を構成するとはいえないし、本件において、被告泉商事の行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(イ) 原告は、被告高橋は清算人の職務を行うに際し、旧有限会社法75条1項、改正前商法131条に違反して、被告泉商事の原告に対する債務を弁済することなく、その財産を換価処分して、残余財産を分配し、清算を結了した旨主張する。

しかし、被告高橋が清算人に就任した際、被告泉商事がどのような財産を有していたのか、さらにどのように残余財産が分配されたのかは、いずれもこれを認めるに足りる証拠はないから、被告高橋が清算人としての任務において、任務懈怠があったのか否かを確定するための前提となる事実関係は不明というほかはない。したがって、原告の上記主張は、採用できない。

(ウ) したがって、原告の被告高橋に対する請求は理由がない。

### (3) 取引履歴不開示による慰謝料請求について

ア 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示請求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情がない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うと解するのが相当であり、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

これを本件についてみると、前記(1)オ、カ認定のとおり、原告は、平成20年5月29日、被告ジェムズに対し、原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付したところ、被告ジェムズは、同年6月9日頃、平成17年10月19日以降の取引履歴を開示したこと、これに対し、原告は、同年7月7日、被告ジェムズに

対し、被告泉商事時代からの全取引履歴の開示を求めたところ、被告ジェムズは、同月16日、「ご依頼の資料はありませんのでご了承ください。」と記載された書面をファックス送信し、その後、本件訴訟において、平成3年2月8日付けの借用証書等(乙A2, 5, 6)を提出したが、平成16年3月17日より前の取引履歴を開示しなかったこと、被告ジェムズは、本件文書提出命令において、被告泉商事の19条帳簿等のうち、原告との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引に関する事項(貸付年月日・金額及び返済年月日・金額)が記載された部分の全部またはその写しの提出を命じられたにもかかわらず、同命令に従わなかったことが認められる。したがって、被告ジェムズは、当初から、平成17年10月以前の取引履歴を開示せず、本件訴訟においても、平成16年3月17日以降の取引履歴を開示したものの同日より前の取引履歴を開示せず、本件文書提出命令にも従わなかったものであり、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

イ 原告は、被告ジェムズの上記不法行為により、取引の全容が把握できず、被告ジェムズに対する債務が残存するのか明らかにならないまま債務整理が進行しないなど、精神的苦痛を被ったというべきであり、取引履歴の開示拒絶の経緯、未開示期間等の事情を考慮すると、その慰謝料は10万円が相当と認められる。

また、原告が原告訴訟代理人弁護士に本件訴訟の遂行を委任したことは記録上明らかであるところ、本件事案の内容、上記認容額等を考慮すると、上記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は1万円が相当と認められる。

ウ したがって、原告の被告ジェムズに対する取引履歴不開示による慰謝料請求は、民法709条、710条に基づき、慰謝料10万円及び弁護士費用1万円の合計11万円及びこれに対する平成21年2月5日(訴状送達の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

大阪地方裁判所第13民事部

裁判官 加 藤 員 祥

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金に充当する金額	貸付金元利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息積	過払元利合計
1 1986/10/27	500,000		0	0.18	0	0	0	500,000	500,000	0	0	0.05	0	0	0
2 1986/11/15		12,350	19	0.18	4,684	7,666	0	492,334	492,334	0	0	0.05	0	0	0
3 1986/12/15		19,500	30	0.18	7,283	12,217	0	480,117	480,117	0	0	0.05	0	0	0
4 1987/1/15		20,150	31	0.18	7,339	12,811	0	467,306	467,306	0	0	0.05	0	0	0
5 1987/2/15		20,150	31	0.18	7,144	13,006	0	454,300	454,300	0	0	0.05	0	0	0
6 1987/3/15		18,150	28	0.18	6,255	11,895	0	442,405	442,405	0	0	0.05	0	0	0
7 1987/4/15		20,094	31	0.18	6,744	13,350	0	429,055	429,055	0	0	0.05	0	0	0
8 1987/5/15		19,446	30	0.18	6,330	13,116	0	415,939	415,939	0	0	0.05	0	0	0
9 1987/6/15		20,094	31	0.18	6,341	13,753	0	402,186	402,186	0	0	0.05	0	0	0
10 1987/7/15		19,446	30	0.18	5,933	13,513	0	388,673	388,673	0	0	0.05	0	0	0
11 1987/8/15		20,094	31	0.18	5,925	14,169	0	374,504	374,504	0	0	0.05	0	0	0
12 1987/9/15		20,094	31	0.18	5,709	14,385	0	360,119	360,119	0	0	0.05	0	0	0
13 1987/10/15		19,446	30	0.18	5,313	14,133	0	345,986	345,986	0	0	0.05	0	0	0
14 1987/11/15		20,094	31	0.18	5,274	14,820	0	331,166	331,166	0	0	0.05	0	0	0
15 1987/12/15		19,446	30	0.18	4,886	14,560	0	316,606	316,606	0	0	0.05	0	0	0
16 1988/1/15		20,094	31	0.18	4,826	15,268	0	301,338	301,338	0	0	0.05	0	0	0
17 1988/2/15		20,094	31	0.18	4,694	15,500	0	285,838	285,838	0	0	0.05	0	0	0
18 1988/3/15		18,850	29	0.18	4,087	14,763	0	271,075	271,075	0	0	0.05	0	0	0
19 1988/4/15		20,150	31	0.18	4,144	16,006	0	255,069	255,069	0	0	0.05	0	0	0
20 1988/5/15		19,500	30	0.18	3,773	15,727	0	239,342	239,342	0	0	0.05	0	0	0
21 1988/6/15		20,150	31	0.18	3,658	16,492	0	222,850	222,850	0	0	0.05	0	0	0
22 1988/7/15		19,500	30	0.18	3,296	16,204	0	206,646	206,646	0	0	0.05	0	0	0
23 1988/8/15		20,150	31	0.18	3,159	16,991	0	189,655	189,655	0	0	0.05	0	0	0
24 1988/9/15		20,150	31	0.18	2,899	17,251	0	172,404	172,404	0	0	0.05	0	0	0
25 1988/10/15		19,500	30	0.18	2,550	16,950	0	155,454	155,454	0	0	0.05	0	0	0
26 1988/11/15		20,150	31	0.18	2,376	17,774	0	137,680	137,680	0	0	0.05	0	0	0
27 1988/12/15		19,500	30	0.18	2,036	17,464	0	120,216	120,216	0	0	0.05	0	0	0
28 1989/1/15		20,150	31	0.18	1,837	18,313	0	101,903	101,903	0	0	0.05	0	0	0
29 1989/2/15		20,150	31	0.18	1,557	18,593	0	83,310	83,310	0	0	0.05	0	0	0
30 1989/3/15		18,200	28	0.18	1,150	17,050	0	66,260	66,260	0	0	0.05	0	0	0
31 1989/4/15		20,150	31	0.18	1,012	19,138	0	47,122	47,122	0	0	0.05	0	0	0
32 1989/5/15		19,500	30	0.18	697	18,803	0	28,319	28,319	0	0	0.05	0	0	0
33 1989/6/15		20,150	31	0.18	432	19,718	0	8,601	8,601	0	0	0.05	0	0	0
34 1989/7/15		19,500	30	0.18	127	19,373	0	0	0	10,772	0	0.05	0	0	10,772
35 1989/8/15		20,150	31	0.18	0	0	0	0	0	30,922	31	0.05	45	45	30,968
36 1989/9/15		20,150	31	0.18	0	0	0	0	0	51,072	31	0.05	131	177	51,249

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
37		19,500	30	0.18				0	0	70,572	30	0.05	210	387	70,959
38		20,150	31	0.18				0	0	90,722	31	0.05	300	687	91,409
39		19,500	30	0.18				0	0	110,232	30	0.05	373	1,060	111,282
40		20,150	31	0.18				0	0	130,372	31	0.05	468	1,528	131,900
41		20,150	31	0.18				0	0	150,522	31	0.05	554	2,082	152,604
42		18,200	28	0.18				0	0	168,722	28	0.05	577	2,659	171,381
43		20,150	31	0.18				0	0	188,872	31	0.05	716	3,375	192,247
44		19,500	30	0.18				0	0	208,372	30	0.05	776	4,151	212,523
45		20,150	31	0.18				0	0	228,522	31	0.05	885	5,036	233,558
46		19,500	30	0.18				0	0	248,022	30	0.05	939	5,975	253,997
47		20,150	31	0.18				0	0	268,172	31	0.05	1,053	7,028	275,200
48		20,150	31	0.18				0	0	288,322	31	0.05	1,139	8,167	296,489
49		19,500	30	0.18				0	0	307,822	30	0.05	1,185	9,352	317,174
50		20,150	31	0.18				0	0	327,972	31	0.05	1,307	10,659	338,631
51		19,500	30	0.18				0	0	347,472	30	0.05	1,348	12,007	359,479
52		20,150	31	0.18				0	0	367,622	31	0.05	1,476	13,483	381,105
53		421,405	24	0.18				0	0	789,027	24	0.05	1,209	14,692	803,719
54	1,200,000		0	0.15	0	0	0	396,281	396,281	0	0	0.05	0	0	0
55		46,032	35	0.15	5,684	40,348	0	355,933	355,933	0	0	0.05	0	0	0
56		40,771	31	0.15	4,522	36,249	0	319,684	319,684	0	0	0.05	0	0	0
57		39,456	30	0.15	3,930	35,526	0	284,158	284,158	0	0	0.05	0	0	0
58		40,771	31	0.15	3,610	37,161	0	246,997	246,997	0	0	0.05	0	0	0
59		39,456	30	0.15	3,036	36,420	0	210,577	210,577	0	0	0.05	0	0	0
60		40,771	31	0.15	2,675	38,096	0	172,481	172,481	0	0	0.05	0	0	0
61		40,771	31	0.15	2,191	38,580	0	133,901	133,901	0	0	0.05	0	0	0
62		39,456	30	0.15	1,646	37,810	0	96,091	96,091	0	0	0.05	0	0	0
63		40,771	31	0.15	1,220	39,551	0	56,540	56,540	0	0	0.05	0	0	0
64		39,456	30	0.15	695	38,761	0	17,779	17,779	0	0	0.05	0	0	0
65		40,771	31	0.15	225	40,546	0	0	0	22,767	0	0.05	0	0	22,767
66		40,659	31	0.15				0	0	63,426	31	0.05	96	96	63,522
67		38,036	29	0.15				0	0	101,462	29	0.05	252	348	101,810
68		40,659	31	0.15				0	0	142,121	31	0.05	431	779	142,900
69		39,348	30	0.15				0	0	181,469	30	0.05	584	1,363	182,832
70		40,659	31	0.15				0	0	222,128	31	0.05	771	2,134	224,262
71		39,348	30	0.15				0	0	261,476	30	0.05	913	3,047	264,523
72		40,659	31	0.15				0	0	302,135	31	0.05	1,110	4,157	306,292

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
73		40,659	31	0.15			0	0	342,794	31	0.05	1,283	5,440	348,234
74		39,348	30	0.15			0	0	382,142	30	0.05	1,409	6,849	388,991
75		40,659	31	0.15			0	0	422,801	31	0.05	1,523	8,472	431,273
76		39,348	30	0.15			0	0	462,149	30	0.05	1,738	10,210	472,359
77		40,659	31	0.15			0	0	502,808	31	0.05	1,963	12,173	514,981
78		40,771	31	0.15			0	0	543,579	31	0.05	2,135	14,308	557,887
79		36,825	28	0.15			0	0	580,404	28	0.05	2,085	16,393	596,797
80		40,771	31	0.15			0	0	621,175	31	0.05	2,465	18,858	640,033
81		39,456	30	0.15			0	0	660,631	30	0.05	2,553	21,411	682,042
82		40,771	31	0.15			0	0	701,402	31	0.05	2,805	24,216	725,618
83		39,456	30	0.15			0	0	740,858	30	0.05	2,882	27,098	767,956
84		40,771	31	0.15			0	0	781,629	31	0.05	3,146	30,244	811,873
85		40,771	31	0.15			0	0	822,400	31	0.05	3,319	33,563	855,963
86		39,456	30	0.15			0	0	861,856	30	0.05	3,380	36,943	898,799
87		40,771	31	0.15			0	0	902,627	31	0.05	3,660	40,603	943,230
88		39,456	30	0.15			0	0	942,083	30	0.05	3,709	44,312	986,395
89		40,771	31	0.15			0	0	982,854	31	0.05	4,001	48,313	1,031,167
90		40,771	31	0.15			0	0	1,023,625	31	0.05	4,174	52,487	1,076,112
91		36,825	28	0.15			0	0	1,060,450	28	0.05	3,926	56,413	1,116,863
92		40,771	31	0.15			0	0	1,101,221	31	0.05	4,503	60,916	1,162,137
93		39,456	30	0.15			0	0	1,140,677	30	0.05	4,526	65,442	1,206,119
94		40,771	31	0.15			0	0	1,181,448	31	0.05	4,844	70,286	1,251,734
95		39,456	30	0.15			0	0	1,220,904	30	0.05	4,855	75,141	1,296,045
96		40,771	31	0.15			0	0	1,261,675	31	0.05	5,185	80,326	1,342,001
97		40,771	31	0.15			0	0	1,302,446	31	0.05	5,358	85,684	1,388,130
98		39,456	30	0.15			0	0	1,341,902	30	0.05	5,353	91,037	1,432,939
99		40,771	31	0.15			0	0	1,382,673	31	0.05	5,698	96,735	1,479,408
100		39,456	30	0.15			0	0	1,422,129	30	0.05	5,682	102,417	1,524,546
101		40,771	31	0.15			0	0	1,462,900	31	0.05	6,039	108,456	1,571,356
102		42,086	32	0.15			0	0	1,504,986	32	0.05	6,413	114,869	1,619,855
103		36,825	28	0.15			0	0	1,541,811	28	0.05	5,757	120,626	1,662,437
104		46,032	35	0.15			0	0	1,587,843	35	0.05	7,372	127,998	1,715,841
105		34,195	26	0.15			0	0	1,622,038	26	0.05	5,640	133,638	1,755,676
106		40,771	31	0.15			0	0	1,662,809	31	0.05	6,869	140,507	1,803,316
107		42,086	31	0.15			0	0	1,704,895	31	0.05	7,042	147,549	1,852,444
108		31,564	24	0.15			0	0	1,736,459	24	0.05	5,690	153,139	1,899,593

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元未充当利息	貸付金残元本	貸付金合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
109		52,608	39	0.15			0	0	1,789,967	39	0.05	9,252	162,391	1,951,458
110		36,825	28	0.15			0	0	1,825,892	28	0.05	6,843	169,234	1,995,126
111		40,771	31	0.15			0	0	1,866,663	31	0.05	7,733	176,967	2,043,630
112		42,086	32	0.15			0	0	1,908,749	32	0.05	8,160	185,127	2,093,876
113		38,140	29	0.15			0	0	1,946,889	29	0.05	7,562	192,689	2,139,578
114		40,771	31	0.15			0	0	1,987,660	31	0.05	8,245	200,934	2,188,594
115		40,771	31	0.15			0	0	2,028,431	31	0.05	8,441	209,375	2,237,806
116		38,140	29	0.15			0	0	2,066,571	29	0.05	8,058	217,433	2,284,004
117		40,771	31	0.15			0	0	2,107,342	31	0.05	8,776	226,209	2,333,551
118		60,499	46	0.15			0	0	2,167,841	46	0.05	13,279	239,488	2,407,329
119		21,043	16	0.15			0	0	2,188,884	16	0.05	4,751	244,239	2,433,123
120		44,716	34	0.15			0	0	2,233,600	34	0.05	10,195	254,434	2,488,034
121		35,510	27	0.15			0	0	2,269,110	27	0.05	8,261	262,695	2,531,805
122		35,510	27	0.15			0	0	2,304,620	27	0.05	8,393	271,088	2,575,708
123		46,032	35	0.15			0	0	2,350,652	35	0.05	11,050	282,138	2,632,790
124		36,825	28	0.15			0	0	2,387,477	28	0.05	9,016	291,154	2,678,631
125		38,140	29	0.15			0	0	2,425,617	29	0.05	9,484	300,638	2,726,255
126		44,716	34	0.15			0	0	2,470,333	34	0.05	11,297	311,935	2,782,268
127		36,825	28	0.15			0	0	2,507,158	28	0.05	9,475	321,410	2,828,568
128		39,456	30	0.15			0	0	2,546,614	30	0.05	10,303	331,713	2,878,327
129		39,456	30	0.15			0	0	2,586,070	30	0.05	10,466	342,179	2,928,249
130		43,401	33	0.15			0	0	2,629,471	33	0.05	11,590	353,869	2,983,340
131		36,825	28	0.15			0	0	2,666,296	28	0.05	10,086	363,955	3,030,251
132		44,716	34	0.15			0	0	2,711,012	34	0.05	12,418	376,373	3,087,385
133		36,825	28	0.15			0	0	2,747,837	28	0.05	10,398	386,771	3,134,608
134		39,456	30	0.15			0	0	2,787,293	30	0.05	11,292	398,063	3,186,356
135		42,086	32	0.15			0	0	2,829,379	32	0.05	12,218	410,281	3,239,660
136		36,825	28	0.15			0	0	2,866,204	28	0.05	10,852	421,133	3,287,337
137		42,086	32	0.15			0	0	2,908,290	32	0.05	12,564	433,697	3,341,987
138		46,032	35	0.15			0	0	2,954,322	35	0.05	13,944	447,641	3,401,963
139		31,564	24	0.15			0	0	2,985,886	24	0.05	9,713	457,354	3,443,240
140		40,771	31	0.15			0	0	3,026,657	31	0.05	12,680	470,034	3,496,691
141		42,086	32	0.15			0	0	3,068,743	32	0.05	13,268	483,302	3,552,045
142		38,140	29	0.15			0	0	3,106,883	29	0.05	12,191	495,493	3,602,376
143		39,456	30	0.15			0	0	3,146,339	30	0.05	12,768	508,261	3,654,600
144		42,086	32	0.15			0	0	3,188,425	32	0.05	13,792	522,053	3,710,478

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
145	1998/9/24	49,977	38	0.15				0	0	3,238,402	38	0.05	16,597	538,650	3,777,052
146	1998/10/16	28,934	22	0.15				0	0	3,267,336	22	0.05	9,760	548,410	3,815,746
147	1998/11/16	40,771	31	0.15				0	0	3,308,107	31	0.05	13,875	562,285	3,870,392
148	1998/12/15	38,140	29	0.15				0	0	3,346,247	29	0.05	13,142	575,427	3,921,674
149	1999/1/18	44,716	34	0.15				0	0	3,390,963	34	0.05	15,555	591,012	3,981,975
150	1999/2/16	38,140	29	0.15				0	0	3,429,103	29	0.05	13,471	604,483	4,033,586
151	1999/3/23	46,032	35	0.15				0	0	3,475,135	35	0.05	15,396	620,879	4,096,014
152	1999/4/19	35,510	27	0.15				0	0	3,510,645	27	0.05	12,818	633,697	4,144,342
153	1999/5/18	38,140	29	0.15				0	0	3,548,785	29	0.05	13,908	647,605	4,196,390
154	1999/6/16	38,140	29	0.15				0	0	3,586,925	29	0.05	14,039	661,664	4,248,589
155	1999/7/16	39,456	30	0.15				0	0	3,626,381	30	0.05	14,701	676,365	4,302,746
156	1999/8/18	43,401	33	0.15				0	0	3,669,782	33	0.05	15,348	692,713	4,362,495
157	1999/9/16	38,140	29	0.15				0	0	3,707,922	29	0.05	14,539	707,252	4,415,174
158	1999/10/18	42,086	32	0.15				0	0	3,750,008	32	0.05	16,209	723,461	4,473,459
159	1999/11/18	38,140	29	0.15				0	0	3,788,148	29	0.05	14,857	738,318	4,526,466
160	1999/12/16	39,456	30	0.15				0	0	3,827,604	30	0.05	15,525	753,843	4,581,447
161	2000/1/17	42,086	32	0.15				0	0	3,869,690	32	0.05	16,733	770,576	4,640,266
162	2000/2/16	42,086	30	0.15				0	0	3,911,776	30	0.05	15,859	786,435	4,698,211
163	2000/3/16	38,140	29	0.15				0	0	3,949,916	29	0.05	15,540	801,975	4,751,891
164	2000/4/17	42,086	32	0.15				0	0	3,992,002	32	0.05	17,315	819,290	4,811,292
165	2000/5/17	39,456	30	0.15				0	0	4,031,458	30	0.05	16,406	835,695	4,867,153
166	2000/6/16	39,456	30	0.15				0	0	4,070,914	30	0.05	16,568	852,263	4,923,177
167	2000/7/17	40,771	31	0.15				0	0	4,111,685	31	0.05	17,287	869,550	4,981,235
168	2000/8/17	40,771	31	0.15				0	0	4,152,456	31	0.05	17,461	887,011	5,039,467
169	2000/9/21	46,032	35	0.15				0	0	4,198,488	35	0.05	19,909	906,920	5,105,408
170	2000/10/16	32,880	25	0.15				0	0	4,231,368	25	0.05	14,378	921,298	5,152,666
171	2000/11/17	42,086	32	0.15				0	0	4,273,454	32	0.05	18,548	939,846	5,213,300
172	2000/12/18	40,771	31	0.15				0	0	4,314,225	31	0.05	18,148	957,994	5,272,219
173	2001/1/22	46,032	35	0.15				0	0	4,360,267	35	0.05	20,685	978,679	5,338,936
174	2001/2/19	36,825	28	0.15				0	0	4,397,082	28	0.05	16,724	995,403	5,392,485
175	2001/4/3	52,608	43	0.15				0	0	4,449,690	43	0.05	25,901	1,021,304	5,470,994
176	2001/4/17	18,412	14	0.15				0	0	4,468,102	14	0.05	8,534	1,029,838	5,497,940
177	2001/5/17	39,465	30	0.15				0	0	4,507,567	30	0.05	18,362	1,048,200	5,555,767
178	2001/6/21	48,031	35	0.15				0	0	4,553,598	35	0.05	21,612	1,069,812	5,623,410
179	2001/7/16	32,879	25	0.15				0	0	4,586,477	25	0.05	15,595	1,085,407	5,671,884
180	2001/8/31	60,499	46	0.15				0	0	4,646,976	46	0.05	28,901	1,114,308	5,761,284

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
181	2001/10/17	61,813	47	0.15				0	0	4,708,789	47	0.05	29,919	1,144,227	5,853,016
182	2001/11/16	39,455	30	0.15				0	0	4,748,244	30	0.05	19,351	1,163,578	5,911,822
183	2001/12/17	40,770	31	0.15				0	0	4,789,014	31	0.05	20,164	1,183,742	5,972,756
184	2002/1/17	40,770	31	0.15				0	0	4,829,784	31	0.05	20,337	1,204,079	6,033,863
185	2002/2/18	42,086	32	0.15				0	0	4,871,870	32	0.05	21,172	1,225,251	6,097,121
186	2002/3/15	31,564	25	0.15				0	0	4,903,434	25	0.05	16,684	1,241,935	6,145,369
187	2002/4/16	42,086	32	0.15				0	0	4,945,520	32	0.05	21,495	1,263,430	6,208,950
188	2002/6/4	64,444	49	0.15				0	0	5,009,964	49	0.05	33,196	1,296,626	6,306,590
189	2002/7/17	56,553	43	0.15				0	0	5,066,517	43	0.05	29,511	1,326,137	6,392,654
190	2002/8/19	43,401	33	0.15				0	0	5,109,918	33	0.05	22,903	1,349,040	6,458,958
191	2002/9/19	40,770	31	0.15				0	0	5,150,688	31	0.05	21,700	1,370,740	6,521,428
192	2002/10/17	36,825	28	0.15				0	0	5,187,513	28	0.05	19,756	1,390,496	6,578,009
193	2002/11/26	52,608	40	0.15				0	0	5,240,121	40	0.05	28,425	1,418,921	6,659,042
194	2002/12/17	27,618	21	0.15				0	0	5,267,739	21	0.05	15,074	1,433,995	6,701,734
195	2003/1/31	40,770	45	0.15				0	0	5,308,509	45	0.05	32,472	1,466,467	6,774,976
196	2003/3/4	61,268	32	0.15				0	0	5,369,777	32	0.05	23,207	1,489,674	6,859,451
197	2003/4/8	46,031	35	0.15				0	0	5,415,808	35	0.05	25,675	1,515,349	6,931,157
198	2003/5/16	50,000	38	0.15				0	0	5,465,808	38	0.05	28,115	1,543,464	7,009,272
199	2003/6/23	51,222	38	0.15				0	0	5,517,100	38	0.05	28,374	1,571,838	7,088,938
200	2003/7/22	38,139	29	0.15				0	0	5,555,239	29	0.05	21,857	1,593,695	7,148,934
201	2003/8/25	40,000	34	0.15				0	0	5,595,239	34	0.05	26,803	1,619,498	7,214,737
202	2003/9/17	40,000	23	0.15				0	0	5,635,239	23	0.05	17,581	1,637,079	7,272,318
203	2003/10/21	40,000	34	0.15				0	0	5,675,239	34	0.05	26,175	1,663,254	7,338,493
204	2003/11/15	30,000	25	0.15				0	0	5,705,239	25	0.05	19,383	1,682,637	7,387,876
205	2003/12/15	30,000	30	0.15				0	0	5,735,239	30	0.05	23,382	1,706,019	7,441,258
206	2004/1/15	30,000	31	0.15				0	0	5,765,239	31	0.05	24,289	1,730,308	7,496,547
207	2004/2/16	30,000	32	0.15				0	0	5,795,239	32	0.05	25,203	1,755,511	7,550,750
208	2004/3/17	30,000	30	0.15				0	0	5,825,239	30	0.05	23,816	1,779,327	7,604,566
209	2004/4/22	30,000	36	0.15				0	0	5,855,239	36	0.05	28,727	1,808,054	7,663,293
210	2004/5/7	30,000	46	0.15				0	0	5,885,239	46	0.05	36,896	1,844,950	7,730,189
211	2004/7/16	50,000	39	0.15				0	0	5,935,239	39	0.05	31,442	1,876,392	7,811,631
212	2004/8/15	50,000	30	0.15				0	0	5,985,239	30	0.05	24,391	1,900,783	7,886,022
213	2004/9/17	50,000	33	0.15				0	0	6,035,239	33	0.05	27,057	1,927,840	7,963,079
214	2004/11/18	50,000	62	0.15				0	0	6,085,239	62	0.05	51,258	1,979,098	8,064,337
215	2004/12/21	31,089	33	0.15				0	0	6,116,328	33	0.05	27,509	2,006,607	8,122,935
216	2005/1/21	29,625	31	0.15				0	0	6,145,953	31	0.05	26,973	2,032,580	8,178,533

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
217		26,337	42	0.15		0		0	0	6,172,290	42	0.05	35,360	2,067,940	8,240,230
218		45,338	73	0.15		0		0	0	6,217,628	73	0.05	61,723	2,129,663	8,347,291
219		36,085	42	0.15		0		0	0	6,253,713	42	0.05	35,773	2,165,436	8,419,149
220		43,055	70	0.15		0		0	0	6,296,768	70	0.05	59,967	2,225,403	8,522,171
221		26,448	43	0.15		0		0	0	6,323,216	43	0.05	37,091	2,262,494	8,585,710
222		50,000	63	0.15		0		0	0	6,373,216	63	0.05	54,570	2,317,064	8,690,280
223		30,000	28	0.15		0		0	0	6,403,216	28	0.05	24,445	2,341,509	8,744,725
224		35,000	34	0.15		0		0	0	6,438,216	34	0.05	29,823	2,371,332	8,809,548
225		35,000	28	0.15		0		0	0	6,473,216	28	0.05	24,695	2,396,027	8,869,243
226		30,000	32	0.15		0		0	0	6,503,216	32	0.05	23,376	2,424,403	8,927,619
227		30,000	27	0.15		0		0	0	6,533,216	27	0.05	24,053	2,448,456	8,981,672
228		30,000	29	0.15		0		0	0	6,563,216	29	0.05	25,954	2,474,410	9,037,626
229		35,000	26	0.15		0		0	0	6,598,216	26	0.05	23,376	2,497,786	9,096,002
230		30,000	35	0.15		0		0	0	6,628,216	35	0.05	31,635	2,529,421	9,157,637
231		40,000	47	0.15		0		0	0	6,668,216	47	0.05	42,675	2,572,096	9,240,312
232		30,000	30	0.15		0		0	0	6,698,216	30	0.05	27,404	2,599,500	9,297,716
233		40,000	48	0.15		0		0	0	6,738,216	48	0.05	44,043	2,643,543	9,381,759
234		35,000	45	0.15		0		0	0	6,773,216	45	0.05	41,537	2,685,080	9,458,296
235		30,000	31	0.15		0		0	0	6,803,216	31	0.05	28,684	2,713,764	9,516,980
236		30,000	29	0.15		0		0	0	6,833,216	29	0.05	26,953	2,740,717	9,573,933
237		29,000	34	0.15		0		0	0	6,862,216	34	0.05	31,739	2,772,456	9,634,672
238		15,000	29	0.15		0		0	0	6,877,216	29	0.05	27,186	2,799,642	9,676,858
239		25,000	31	0.15		0		0	0	6,902,216	31	0.05	29,125	2,828,767	9,730,983
240		15,000	31	0.15		0		0	0	6,917,216	31	0.05	29,231	2,857,998	9,775,214
241		15,000	28	0.15		0		0	0	6,932,216	28	0.05	26,459	2,884,457	9,816,673
242		20,000	42	0.15		0		0	0	6,952,216	42	0.05	39,775	2,924,232	9,876,448
243		25,000	49	0.15		0		0	0	6,977,216	49	0.05	46,538	2,970,770	9,947,986
244		20,000	16	0.15		0		0	0	6,997,216	16	0.05	15,251	2,986,021	9,983,237
245		25,000	47	0.15		0		0	0	7,022,216	47	0.05	44,927	3,030,948	10,053,164
246		25,000	29	0.15		0		0	0	7,047,216	29	0.05	27,896	3,058,844	10,106,060
247		17,000	34	0.15		0		0	0	7,064,216	34	0.05	32,823	3,091,667	10,155,883

泉商事→ジェムズ(S61-1)

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
1 1986/10/27	500,000		0	0.18	0	0	0	500,000	500,000	0	0	0.05	0	0	0
2 1986/11/16		12,350	19	0.18	4,684	7,666	0	492,334	492,334	0	0	0.05	0	0	0
3 1986/12/15		19,500	30	0.18	7,283	12,217	0	480,117	480,117	0	0	0.05	0	0	0
4 1987/1/15		20,150	31	0.18	7,339	12,811	0	467,306	467,306	0	0	0.05	0	0	0
5 1987/2/15		20,150	31	0.18	7,144	13,006	0	454,300	454,300	0	0	0.05	0	0	0
6 1987/3/15		18,150	28	0.18	6,255	11,895	0	442,405	442,405	0	0	0.05	0	0	0
7 1987/4/15		20,094	31	0.18	6,744	13,350	0	429,055	429,055	0	0	0.05	0	0	0
8 1987/5/15		19,446	30	0.18	6,330	13,116	0	416,939	416,939	0	0	0.05	0	0	0
9 1987/6/15		20,094	31	0.18	6,341	13,753	0	402,186	402,186	0	0	0.05	0	0	0
10 1987/7/15		19,446	30	0.18	5,933	13,513	0	388,673	388,673	0	0	0.05	0	0	0
11 1987/8/15		20,094	31	0.18	5,925	14,169	0	374,504	374,504	0	0	0.05	0	0	0
12 1987/9/15		20,094	31	0.18	5,709	14,385	0	360,119	360,119	0	0	0.05	0	0	0
13 1987/10/15		19,446	30	0.18	5,313	14,133	0	345,986	345,986	0	0	0.05	0	0	0
14 1987/11/15		20,094	31	0.18	5,274	14,820	0	331,166	331,166	0	0	0.05	0	0	0
15 1987/12/15		19,446	30	0.18	4,886	14,560	0	316,606	316,606	0	0	0.05	0	0	0
16 1988/1/15		20,094	31	0.18	4,826	15,268	0	301,338	301,338	0	0	0.05	0	0	0
17 1988/2/15		20,094	31	0.18	4,594	15,500	0	285,838	285,838	0	0	0.05	0	0	0
18 1988/3/15		18,850	29	0.18	4,087	14,763	0	271,075	271,075	0	0	0.05	0	0	0
19 1988/4/15		20,150	31	0.18	4,144	16,006	0	255,069	255,069	0	0	0.05	0	0	0
20 1988/5/15		19,500	30	0.18	3,773	15,727	0	239,342	239,342	0	0	0.05	0	0	0
21 1988/6/15		20,150	31	0.18	3,658	16,492	0	222,850	222,850	0	0	0.05	0	0	0
22 1988/7/15		19,500	30	0.18	3,296	16,204	0	206,646	206,646	0	0	0.05	0	0	0
23 1988/8/15		20,150	31	0.18	3,159	16,991	0	189,655	189,655	0	0	0.05	0	0	0
24 1988/9/15		20,150	31	0.18	2,899	17,251	0	172,404	172,404	0	0	0.05	0	0	0
25 1988/10/15		19,500	30	0.18	2,550	16,950	0	155,454	155,454	0	0	0.05	0	0	0
26 1988/11/15		20,150	31	0.18	2,376	17,774	0	137,680	137,680	0	0	0.05	0	0	0
27 1988/12/15		19,500	30	0.18	2,036	17,464	0	120,216	120,216	0	0	0.05	0	0	0
28 1989/1/15		20,150	31	0.18	1,837	18,313	0	101,903	101,903	0	0	0.05	0	0	0
29 1989/2/15		20,150	31	0.18	1,557	18,593	0	83,310	83,310	0	0	0.05	0	0	0
30 1989/3/15		18,200	28	0.18	1,150	17,050	0	66,260	66,260	0	0	0.05	0	0	0
31 1989/4/15		20,150	31	0.18	1,012	19,138	0	47,122	47,122	0	0	0.05	0	0	0
32 1989/5/15		19,500	30	0.18	697	18,803	0	28,319	28,319	0	0	0.05	0	0	0
33 1989/6/15		20,150	31	0.18	492	19,718	0	8,601	8,601	0	0	0.05	0	0	0
34 1989/7/15		19,500	30	0.18	127	19,373	0	0	0	10,772	0	0.05	0	0	10,772
35 1989/8/15		20,150	31	0.18			0	0	0	30,922	31	0.05	46	46	30,968
36 1989/9/15		20,150	31	0.18			0	0	0	51,072	31	0.05	131	177	51,249

2  
別紙  
計算書

泉商事→シエムズ(S61)-2

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払元利合計
37		19,500	30	0.18				0	0	70,572	30	0.05	387	70,959
38		20,150	31	0.18				0	0	90,722	31	0.05	687	91,409
39		19,500	30	0.18				0	0	110,222	30	0.05	1,060	111,282
40		20,150	31	0.18				0	0	130,372	31	0.05	1,528	131,900
41		20,150	31	0.18				0	0	150,522	31	0.05	2,082	152,604
42		18,200	28	0.18				0	0	168,722	28	0.05	2,659	171,381
43		20,150	31	0.18				0	0	188,872	31	0.05	3,375	192,247
44		19,500	30	0.18				0	0	208,372	30	0.05	4,151	212,523
45		20,150	31	0.18				0	0	228,522	31	0.05	5,036	233,558
46		19,500	30	0.18				0	0	248,022	30	0.05	5,975	253,997
47		20,150	31	0.18				0	0	268,172	31	0.05	7,028	275,200
48		20,150	31	0.18				0	0	288,322	31	0.05	8,167	296,489
49		19,500	30	0.18				0	0	307,822	30	0.05	9,352	317,174
50		20,150	31	0.18				0	0	327,972	31	0.05	10,659	338,631
51		18,500	30	0.18				0	0	347,472	30	0.05	12,007	359,479
52		20,150	31	0.18				0	0	367,622	31	0.05	13,483	381,105
53		421,405	24	0.18				0	0	789,027	24	0.05	14,692	803,719
54	1,200,000		0	0.15	0	0	0	386,281	396,281	0	0	0.05	0	0
55		46,092	35	0.15	5,684	40,348	0	356,933	356,933	0	0	0.05	0	0
56		40,771	31	0.15	4,522	36,299	0	318,684	318,684	0	0	0.05	0	0
57		39,456	30	0.15	3,930	35,526	0	284,158	284,158	0	0	0.05	0	0
58		40,771	31	0.15	3,610	37,161	0	246,997	246,997	0	0	0.05	0	0
59		39,456	30	0.15	3,036	36,420	0	210,577	210,577	0	0	0.05	0	0
60		40,771	31	0.15	2,675	38,096	0	172,481	172,481	0	0	0.05	0	0
61		40,771	31	0.15	2,191	38,580	0	133,901	133,901	0	0	0.05	0	0
62		39,456	30	0.15	1,646	37,810	0	95,091	95,091	0	0	0.05	0	0
63		40,771	31	0.15	1,220	39,551	0	56,540	56,540	0	0	0.05	0	0
64		39,456	30	0.15	695	38,761	0	17,779	17,779	0	0	0.05	0	0
65		40,771	31	0.15	225	40,546	0	0	0	22,767	0	0.05	0	22,767
66		40,659	31	0.15				0	0	63,426	31	0.05	96	63,522
67		38,036	29	0.15				0	0	101,462	29	0.05	252	101,810
68		40,659	31	0.15				0	0	142,121	31	0.05	431	142,900
69		39,348	30	0.15				0	0	181,469	30	0.05	584	182,832
70		40,659	31	0.15				0	0	222,128	31	0.05	771	224,262
71		39,348	30	0.15				0	0	261,476	30	0.05	913	264,523
72		40,659	31	0.15				0	0	302,135	31	0.05	1,110	306,292

泉商事→ジェムズ(S61-3)

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
73		40,659	31	0.15				0	0	342,794	31	0.05	1,283	5,440	348,234
74		39,349	30	0.15				0	0	382,142	30	0.05	1,409	6,849	388,991
75		40,659	31	0.15				0	0	422,801	31	0.05	1,623	8,472	431,273
76		39,349	30	0.15				0	0	462,149	30	0.05	1,738	10,210	472,359
77		40,659	31	0.15				0	0	502,808	31	0.05	1,963	12,173	514,981
78		40,771	31	0.15				0	0	543,579	31	0.05	2,135	14,308	557,887
79		36,825	28	0.15				0	0	580,404	28	0.05	2,095	16,393	596,797
80		40,771	31	0.15				0	0	621,175	31	0.05	2,455	18,858	640,033
81		39,456	30	0.15				0	0	660,531	30	0.05	2,553	21,411	682,042
82		40,771	31	0.15				0	0	701,402	31	0.05	2,805	24,216	725,618
83		39,456	30	0.15				0	0	740,558	30	0.05	2,892	27,098	767,656
84		40,771	31	0.15				0	0	781,529	31	0.05	3,145	30,244	811,873
85		40,771	31	0.15				0	0	822,400	31	0.05	3,319	33,563	855,963
86		39,456	30	0.15				0	0	861,556	30	0.05	3,380	36,943	898,799
87		40,771	31	0.15				0	0	902,527	31	0.05	3,600	40,503	943,230
88		39,456	30	0.15				0	0	942,063	30	0.05	3,799	44,212	986,395
89		40,771	31	0.15				0	0	982,554	31	0.05	4,001	48,313	1,031,167
90		40,771	31	0.15				0	0	1,023,525	31	0.05	4,174	52,487	1,076,112
91		36,825	28	0.15				0	0	1,060,450	28	0.05	3,926	56,413	1,116,863
92		40,771	31	0.15				0	0	1,101,221	31	0.05	4,503	60,916	1,162,137
93		39,456	30	0.15				0	0	1,140,577	30	0.05	4,525	65,442	1,206,119
94		40,771	31	0.15				0	0	1,181,448	31	0.05	4,844	70,286	1,251,734
95		39,456	30	0.15				0	0	1,220,904	30	0.05	4,855	75,141	1,296,045
96		40,771	31	0.15				0	0	1,261,575	31	0.05	5,155	80,326	1,342,001
97		40,771	31	0.15				0	0	1,302,446	31	0.05	5,358	85,684	1,388,130
98		39,456	30	0.15				0	0	1,341,902	30	0.05	5,353	91,037	1,432,939
99		40,771	31	0.15				0	0	1,382,573	31	0.05	5,698	96,735	1,479,408
100		39,456	30	0.15				0	0	1,422,129	30	0.05	5,682	102,417	1,524,546
101		40,771	31	0.15				0	0	1,462,900	31	0.05	6,039	108,456	1,571,356
102		42,086	32	0.15				0	0	1,504,986	32	0.05	6,413	114,869	1,619,855
103		36,825	28	0.15				0	0	1,541,811	28	0.05	7,377	120,626	1,662,437
104		46,032	35	0.15				0	0	1,587,843	35	0.05	7,372	127,998	1,715,841
105		34,195	25	0.15				0	0	1,622,038	25	0.05	6,640	133,638	1,755,676
106		40,771	31	0.15				0	0	1,662,809	31	0.05	6,899	140,507	1,803,316
107		42,086	31	0.15				0	0	1,704,895	31	0.05	7,042	147,549	1,852,444
108		31,554	24	0.15				0	0	1,736,459	24	0.05	5,590	153,139	1,889,598

京商事→ジェムス(S61-14)

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
109		52,608	39	0.15				0	0	1,789,067	39	0.05	9,252	162,391	1,951,458
110		36,825	28	0.15				0	0	1,825,892	28	0.05	6,843	169,234	1,995,126
111		40,771	31	0.15				0	0	1,866,663	31	0.05	7,733	176,967	2,043,630
112		42,086	32	0.15				0	0	1,908,749	32	0.05	8,160	185,127	2,093,876
113		38,140	29	0.15				0	0	1,946,889	29	0.05	7,562	192,689	2,139,578
114		40,771	31	0.15				0	0	1,987,660	31	0.05	8,245	200,934	2,188,594
115		40,771	31	0.15				0	0	2,028,431	31	0.05	8,441	209,375	2,237,806
116		38,140	29	0.15				0	0	2,066,571	29	0.05	8,068	217,433	2,284,004
117		40,771	31	0.15				0	0	2,107,342	31	0.05	8,776	226,209	2,333,551
118		60,499	46	0.15				0	0	2,167,841	46	0.05	13,279	239,488	2,407,329
119		21,043	16	0.15				0	0	2,188,884	16	0.05	4,751	244,239	2,433,123
120		44,716	34	0.15				0	0	2,233,600	34	0.05	10,195	254,434	2,488,034
121		35,510	27	0.15				0	0	2,269,110	27	0.05	8,261	262,695	2,531,805
122		35,510	27	0.15				0	0	2,304,620	27	0.05	8,393	271,088	2,575,708
123		46,032	35	0.15				0	0	2,350,652	35	0.05	11,050	282,138	2,632,790
124		36,825	28	0.15				0	0	2,387,477	28	0.05	9,616	291,154	2,678,631
125		38,140	29	0.15				0	0	2,425,617	29	0.05	9,484	300,638	2,726,255
126		44,716	34	0.15				0	0	2,470,333	34	0.05	11,297	311,935	2,782,268
127		36,825	28	0.15				0	0	2,507,158	28	0.05	9,475	321,410	2,828,568
128		39,456	30	0.15				0	0	2,546,614	30	0.05	10,303	331,713	2,878,327
129		39,456	30	0.15				0	0	2,586,070	30	0.05	10,466	342,179	2,928,249
130		43,401	33	0.15				0	0	2,629,471	33	0.05	11,690	353,869	2,983,340
131		36,825	28	0.15				0	0	2,666,296	28	0.05	10,086	363,955	3,030,251
132		44,716	34	0.15				0	0	2,711,012	34	0.05	12,418	375,373	3,087,385
133		36,825	28	0.15				0	0	2,747,837	28	0.05	10,398	386,771	3,134,608
134		39,456	30	0.15				0	0	2,787,293	30	0.05	11,292	398,063	3,185,356
135		42,086	32	0.15				0	0	2,829,379	32	0.05	12,218	410,281	3,239,660
136		36,825	28	0.15				0	0	2,866,204	28	0.05	10,852	421,133	3,287,337
137		42,086	32	0.15				0	0	2,908,290	32	0.05	12,564	433,697	3,341,987
138		46,032	35	0.15				0	0	2,954,322	35	0.05	13,946	447,641	3,401,963
139		31,564	24	0.15				0	0	2,986,886	24	0.05	9,713	457,364	3,443,240
140		40,771	31	0.15				0	0	3,026,657	31	0.05	12,680	470,034	3,496,691
141		42,086	32	0.15				0	0	3,068,743	32	0.05	13,268	483,302	3,552,045
142		38,140	29	0.15				0	0	3,106,883	29	0.05	12,191	495,493	3,602,376
143		39,456	30	0.15				0	0	3,146,339	30	0.05	12,768	508,261	3,654,600
144		42,086	32	0.15				0	0	3,188,425	32	0.05	13,792	522,053	3,710,478

泉商事→シエムズ(S61)5

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
145			38	0.15				0	0	3,238,402	38	0.05	16,597	538,650	3,777,052
146		49,977	22	0.15				0	0	3,267,336	22	0.05	9,760	548,410	3,815,746
147		28,934	31	0.15				0	0	3,308,107	31	0.05	13,875	562,285	3,870,392
148		40,771	29	0.15				0	0	3,346,247	29	0.05	13,142	575,427	3,921,674
149		36,140	34	0.15				0	0	3,390,963	34	0.05	15,585	591,012	3,981,975
150		44,716	29	0.15				0	0	3,429,103	29	0.05	13,471	604,483	4,033,586
151		38,140	35	0.15				0	0	3,475,135	35	0.05	16,396	620,879	4,096,014
152		46,032	27	0.15				0	0	3,510,645	27	0.05	12,818	633,697	4,144,342
153		35,510	29	0.15				0	0	3,548,785	29	0.05	13,908	647,605	4,196,390
154		38,140	29	0.15				0	0	3,586,925	29	0.05	14,059	661,664	4,248,589
155		39,456	30	0.15				0	0	3,626,381	30	0.05	14,701	676,365	4,302,746
156		43,401	33	0.15				0	0	3,669,782	33	0.05	16,348	692,713	4,362,495
157		38,140	29	0.15				0	0	3,707,922	29	0.05	14,539	707,252	4,415,174
158		42,086	32	0.15				0	0	3,750,008	32	0.05	16,209	723,461	4,473,469
159		38,140	29	0.15				0	0	3,788,148	29	0.05	14,857	738,318	4,526,466
160		39,466	30	0.15				0	0	3,827,604	30	0.05	15,525	753,843	4,581,447
161		42,086	32	0.15				0	0	3,869,690	32	0.05	16,733	770,576	4,640,266
162		42,086	30	0.15				0	0	3,911,776	30	0.05	15,859	786,435	4,698,211
163		38,140	29	0.15				0	0	3,949,916	29	0.05	15,540	801,975	4,751,891
164		42,086	32	0.15				0	0	3,992,002	32	0.05	17,315	819,290	4,811,292
165		39,456	30	0.15				0	0	4,031,458	30	0.05	16,405	835,695	4,867,153
166		39,456	30	0.15				0	0	4,070,914	30	0.05	16,668	852,263	4,923,177
167		40,771	31	0.15				0	0	4,111,685	31	0.05	17,287	869,550	4,981,235
168		40,771	31	0.15				0	0	4,152,456	31	0.05	17,461	887,011	5,039,467
169		46,032	35	0.15				0	0	4,198,488	35	0.05	19,909	906,920	5,105,408
170		32,880	25	0.15				0	0	4,231,368	25	0.05	14,378	921,298	5,152,666
171		42,086	32	0.15				0	0	4,273,454	32	0.05	18,548	939,846	5,213,300
172		40,771	31	0.15				0	0	4,314,225	31	0.05	18,148	957,994	5,272,219
173		46,032	35	0.15				0	0	4,350,257	35	0.05	20,685	978,579	5,338,836
174		36,825	28	0.15				0	0	4,397,082	28	0.05	16,724	995,403	5,392,485
175		52,608	43	0.15				0	0	4,449,690	43	0.05	25,901	1,021,304	5,470,994
176		18,412	14	0.15				0	0	4,468,102	14	0.05	8,534	1,029,838	5,497,940
177		39,456	30	0.15				0	0	4,507,557	30	0.05	18,362	1,048,200	5,555,767
178		46,031	35	0.15				0	0	4,553,588	35	0.05	21,612	1,069,812	5,623,410
179		32,879	25	0.15				0	0	4,586,477	25	0.05	15,595	1,085,407	5,671,884
180		60,499	46	0.15				0	0	4,646,976	46	0.05	28,901	1,114,308	5,761,284

泉商算→ジェムズ(S61)-8

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
181		61,813	47	0.15				0	0	4,708,789	47	0.05	28,919	1,144,227	5,853,016
182		39,455	30	0.15				0	0	4,748,244	30	0.05	19,351	1,163,578	5,911,822
183		40,770	31	0.15				0	0	4,789,014	31	0.05	20,164	1,183,742	5,972,756
184		40,770	31	0.15				0	0	4,829,784	31	0.05	20,337	1,204,079	6,033,863
185		42,086	32	0.15				0	0	4,871,870	32	0.05	21,172	1,225,251	6,097,121
186		31,564	25	0.15				0	0	4,903,434	25	0.05	16,964	1,241,935	6,145,369
187		42,086	32	0.15				0	0	4,945,520	32	0.05	21,495	1,263,430	6,208,950
188		64,444	43	0.15				0	0	5,009,964	43	0.05	33,196	1,296,626	6,306,590
189		56,553	43	0.15				0	0	5,066,517	43	0.05	29,511	1,326,137	6,392,654
190		43,401	33	0.15				0	0	5,109,918	33	0.05	22,903	1,349,040	6,458,958
191		40,770	31	0.15				0	0	5,150,688	31	0.05	21,700	1,370,740	6,521,428
192		36,825	28	0.15				0	0	5,187,513	28	0.05	19,756	1,390,496	6,578,009
193		52,608	40	0.15				0	0	5,240,121	40	0.05	28,425	1,418,921	6,669,042
194		27,618	21	0.15				0	0	5,267,739	21	0.05	15,974	1,433,995	6,701,731
195		40,000	45	0.15				0	0	5,307,739	45	0.05	32,472	1,466,467	6,774,206
196		61,268	32	0.15				0	0	5,369,007	32	0.05	23,203	1,489,670	6,856,677
197		46,031	35	0.15				0	0	5,415,038	35	0.05	25,671	1,515,341	6,930,370
198		50,000	38	0.15				0	0	5,465,038	38	0.05	28,111	1,543,452	7,008,490
199		51,292	38	0.15				0	0	5,515,330	38	0.05	28,370	1,571,822	7,088,162
200		38,139	29	0.15				0	0	5,554,469	29	0.05	21,954	1,593,676	7,148,145
201		40,000	34	0.15				0	0	5,594,469	34	0.05	25,799	1,619,475	7,213,944
202		40,000	23	0.15				0	0	5,634,469	23	0.05	17,578	1,637,053	7,271,522
203		40,000	34	0.15				0	0	5,674,469	34	0.05	26,171	1,663,224	7,337,693
204		30,000	25	0.15				0	0	5,704,469	25	0.05	19,380	1,682,604	7,387,073
205		30,000	30	0.15				0	0	5,734,469	30	0.05	23,379	1,705,983	7,440,452
206		30,000	31	0.15				0	0	5,764,469	31	0.05	24,285	1,730,268	7,494,737
207		30,000	32	0.15				0	0	5,794,469	32	0.05	25,200	1,755,468	7,549,937
208		30,000	30	0.15				0	0	5,824,469	30	0.05	23,813	1,779,281	7,603,750
209		40,000	36	0.15				0	0	5,864,469	36	0.05	28,723	1,808,004	7,672,473
210		30,000	46	0.15				0	0	5,894,469	46	0.05	35,954	1,844,958	7,739,427
211		50,000	39	0.15				0	0	5,944,469	39	0.05	31,491	1,876,449	7,820,918
212		0	30	0.15				0	0	5,944,469	30	0.05	24,429	1,900,878	7,845,347
213		40,640	33	0.15				0	0	5,985,109	33	0.05	26,872	1,927,750	7,912,859
214		50,000	62	0.15				0	0	6,035,109	62	0.05	50,832	1,978,582	8,013,691
215		31,089	33	0.15				0	0	6,065,198	33	0.05	27,282	2,005,864	8,072,062
216		29,625	31	0.15				0	0	6,095,823	31	0.05	25,761	2,031,625	8,127,448

泉商事→シエムズ(S81-7)

取引日	貸付金	返済金	日数	利率	貸付金利息に充当する金額	貸付金元金に充当する金額	未充当利息	貸付金残元本	貸付金元利合計	過払金元金	過払日数	過払利率	過払利息	過払利息残	過払元利合計
217		36,337	42	0.15				0	0	6,132,160	42	0.05	35,072	2,066,697	8,198,857
218		45,338	73	0.15				0	0	6,177,498	73	0.05	61,322	2,128,019	8,305,517
219		35,085	42	0.15				0	0	6,213,583	42	0.05	35,542	2,163,581	8,377,144
220		43,056	70	0.15				0	0	6,256,638	70	0.05	59,582	2,223,143	8,479,781
221		36,448	43	0.15				0	0	6,293,086	43	0.05	35,854	2,259,997	8,553,083
222		50,000	63	0.15				0	0	6,343,086	63	0.05	54,310	2,314,307	8,657,393
223		30,000	28	0.15				0	0	6,373,086	28	0.05	24,330	2,338,637	8,711,723
224		35,000	34	0.15				0	0	6,408,086	34	0.05	29,683	2,368,320	8,776,406
225		35,000	28	0.15				0	0	6,443,086	28	0.05	24,579	2,392,899	8,835,985
226		30,000	32	0.15				0	0	6,473,086	32	0.05	28,244	2,421,143	8,894,229
227		30,000	27	0.15				0	0	6,503,086	27	0.05	23,942	2,445,085	8,948,171
228		30,000	29	0.15				0	0	6,533,086	29	0.05	25,834	2,470,919	9,004,005
229		35,000	26	0.15				0	0	6,568,086	26	0.05	23,269	2,494,188	9,062,274
230		30,000	35	0.15				0	0	6,598,086	35	0.05	31,491	2,525,679	9,123,765
231		40,000	47	0.15				0	0	6,638,086	47	0.05	42,481	2,568,160	9,206,246
232		30,000	30	0.15				0	0	6,668,086	30	0.05	27,280	2,595,440	9,263,526
233		40,000	48	0.15				0	0	6,708,086	48	0.05	43,845	2,639,285	9,347,371
234		35,000	45	0.15				0	0	6,743,086	45	0.05	41,351	2,680,636	9,423,722
235		30,000	31	0.15				0	0	6,773,086	31	0.05	28,557	2,703,193	9,482,279
236		30,000	29	0.15				0	0	6,803,086	29	0.05	26,833	2,736,026	9,539,112
237		29,000	34	0.15				0	0	6,832,086	34	0.05	31,599	2,767,625	9,599,711
238		15,000	29	0.15				0	0	6,847,086	29	0.05	27,067	2,794,692	9,641,778
239		25,000	31	0.15				0	0	6,872,086	31	0.05	28,997	2,823,689	9,695,775
240		15,000	31	0.15				0	0	6,887,086	31	0.05	29,103	2,852,792	9,739,878
241		15,000	28	0.15				0	0	6,902,086	28	0.05	26,344	2,879,136	9,781,222
242		20,000	42	0.15				0	0	6,922,086	42	0.05	39,602	2,918,738	9,840,824
243		25,000	49	0.15				0	0	6,947,086	49	0.05	45,336	2,965,074	9,912,160
244		20,000	16	0.15				0	0	6,967,086	16	0.05	15,185	2,980,259	9,947,165
245		25,000	47	0.15				0	0	6,992,086	47	0.05	44,734	3,024,993	10,017,079
246		25,000	29	0.15				0	0	7,017,086	29	0.05	27,777	3,052,770	10,069,856
247		17,000	34	0.15				0	0	7,034,086	34	0.05	32,682	3,085,452	10,119,638

これは正本である。

平成22年10月26日

大阪地方裁判所第13民事部

裁判所書記官 杉本 順

